

20. 付加給付支給規程

三菱製紙健康保険組合

付 加 給 付 支 給 規 程 目 次

第 1 条（総 則）	3 頁
第 2 条（傷病手当付加金及び出産手当金付加金）	3 頁
第 3 条（訪問看護療養付加金）	削除
第 4 条（家族訪問看護療養付加金）	削除
第 5 条（家族療養付加金）	3 頁
第 6 条（合算高額療養付加金）	3 頁
第 7 条（請求方法）	3 頁
第 8 条（添付書類の省略）	3 頁
第 9 条（支給時期）	3 頁
第 10 条（支給方法）	3 頁
附 則	3 頁

第1条（総 則）

三菱製紙健康保険組合（以下「組合」という。）規約第56条第3項に基づく付加給付の支給は、法令及び規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条（傷病手当付加金及び出産手当金付加金）

傷病手当付加金及び出産手当金付加金は、法定給付の様式に所要事項を記入し、健康保険法施行規則（以下「則」という。）第84条に定めた証明書類を添付し、組合に請求があったとき支給する。

第3条（訪問看護療養付加金）

削除

第4条（家族訪問看護療養付加金）

削除

第5条（家族療養付加金）

家族療養付加金の請求については、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合が受領したとき、また第2家族療養費にかかるものについては、法定給付の請求書を組合で受領したときにそれぞれ本人より請求があったものとみなす。

なお、柔道整復師の場合は組合に対し直接請求あったとき。

第6条（合算高額療養付加金）

合算高額療養付加金の請求については、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を組合が受領したとき、また療養費・第2家族療養費にかかるものについては、法定給付の請求書を組合で受領したときにそれぞれ本人より請求があったものとみなす。

なお、柔道整復師の場合は、組合に対し直接請求あったとき。

第7条（請求方法）

付加給付は原則として法定給付の請求と同時に請求するものとする。

第8条（添付書類の省略）

第2条から第6条までの添付書類については法定給付の請求書に添付した場合は、これを省略することができる。

第9条（支給時期）

付加給付は、毎月10日、26日に支給する。なお支給日が休日の場合はその前日とする。

第10条（支給方法）

付加給付の支給は原則として銀行振込によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 旧条文中、第3条（訪問看護療養付加金）および第4条（家族訪問看護療養付加金）を削除し、第5条中「または三菱診療所より請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書」を削り、第6条中「または三菱診療所より請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書」を削り、平成28年8月1日から施行する。
- 3 第2条に出産手当金付加金を追加し、令和2年4月1日から施行する。